

## 03

## 農業生産の担い手が多様化されます

(株式会社等による農地取得の解禁)



## ●規制改革前

株式会社の農地取得は法律で制限されていました。農地を取得できる株式会社は、一定の要件を備えた農業生産法人に限られているだけでなく、農業生産法人への出資も、株式会社一社あたりの出資額が全体の10%以内であって、かつ株式会社による出資の総額が25%以内でなければならないなどの規制がありました。

## ●規制改革後

農業生産法人への出資に関して、一社あたりの10%制限はなくし、総額も半分未満まで認められることになりました。なお、構造改革特別区域では、農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入は認められています。

## ●規制改革の効果

農業生産の担い手が多様化されることで、株式会社のノウハウや創意・工夫を農業分野に取り入れられ、消費者の要望に応える農産物が提供されると期待されます。

